環境アセスメントに係るお知らせ

令和８年１０月３０日

川崎市環境影響評価に関する条例第２２条第２項に基づき**（仮称）川崎日進町計画に係る条例見解書の写しの縦覧**を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	**指定開発行為者**	住友不動産株式会社 分譲開発事業本部 企画管理部長 茂木哲也
	名　称	（仮称）川崎日進町計画
	種　類	高層建築物の新設（第２種行為） 住宅団地の新設（第３種行為）
	実施区域	川崎市川崎区日進町 3-7
	目　的	共同住宅の新設
	内　容	敷地面積：　約 3,740 ㎡ 延べ面積：　約 35,000 ㎡ 最高高さ：　約 125m
	施行期間	令和９年６月～令和１２年１１月（予定）
縦覧のお知らせ	**縦覧期間**	令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１３日（金）まで
	縦覧場所及び時間	■川崎市：川崎区役所２階、幸区役所１階、環境局環境評価課（市役所本庁舎２０階窓口⑥）午前８時３０分から午後５時まで（環境評価課は午後５時１５分まで）。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■横浜市：鶴見区役所、みどり環境局環境影響評価課 午前８時４５分から午後５時まで（環境影響評価課は午後５時１５分まで）。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（１０月３０日）午前１０時から行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催日の１４日前までにその旨を公告及び周知いたします。 開催する場合は、**１２月２６日（土）日中**を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。 詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
ホームページ		ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。 検索　川崎市　アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地 電話：０４４－２００－２１５６　ＦＡＸ：０４４－２００－３９２１

○「公聴会において意見を述べたい旨の申出」ができる方は、次のとおりです。

事業の関係地域に

・住所又は勤務場所を有する方

・農業・林業又は漁業に従事する方

・事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

○関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域の範囲については、環境影響評価の結果を踏まえて、本計画の実施によって環境への影響が及ぶ可能性のある、以下に示す範囲を包含する地域とした。

・計画地境界から 100m 程度の範囲

（建設機械の稼働等による騒音、振動等により影響を及ぼす可能性のある計画地境界から 100m 程度の範囲とする。）

・工事用車両走行ルートの沿道から 50m 程度の範囲

（計画地から幹線道路に至るまでの区間で、道路端から 50m 程度の範囲）

・テレビ受信障害が及ぶ範囲

・日照阻害が及ぶ範囲
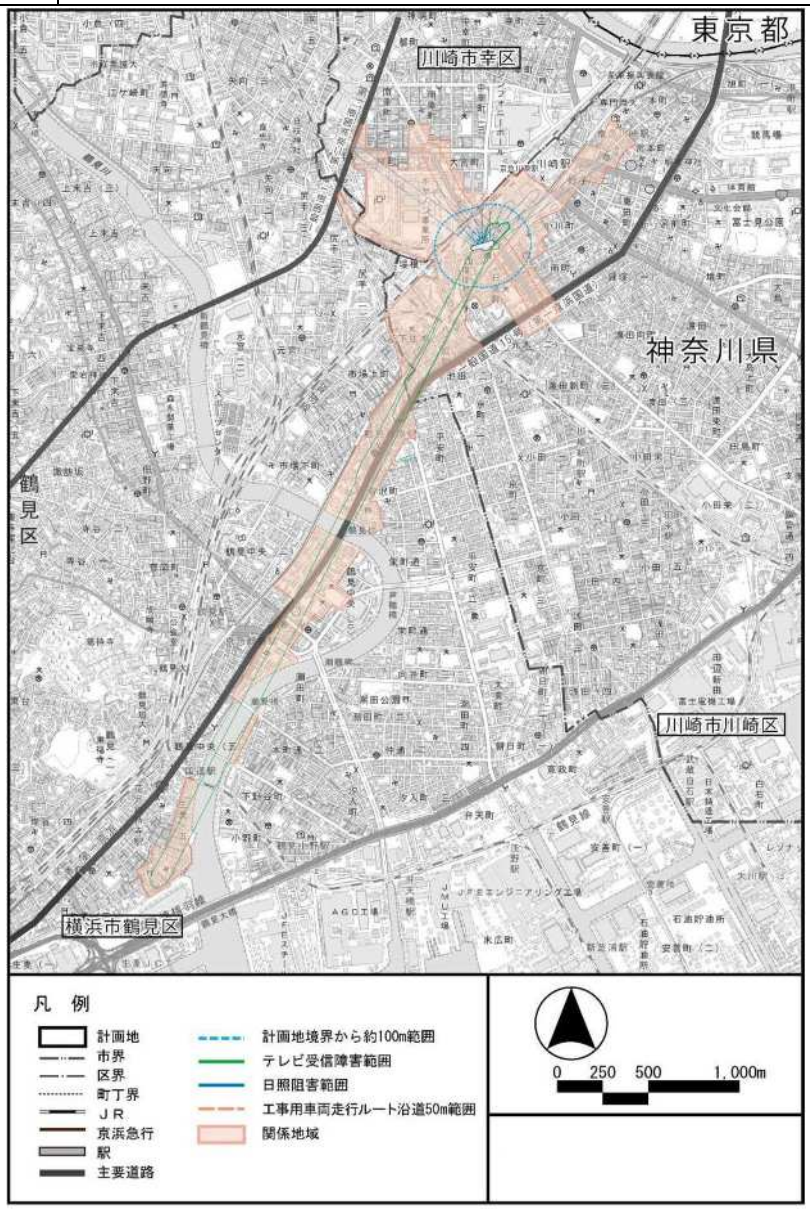
市　域	区　域	関　係　町　丁　名
川崎市	川崎区	砂子一丁目、砂子二丁目、駅前本町、小川町、南町、日進町、堤根、元木一丁目、元木二丁目、下並木、池田一丁目の全域または一部
	幸区	南幸町二丁目、南幸町三丁目、大宮町、柳町の全域または一部
横浜市	鶴見区	市場上町、平安町一丁目、市場大和町、市場富士見町、菅沢町、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目、鶴見中央五丁目、本町通一丁目、下野谷町一丁目、生麦四丁目、生麦五丁目の一部